

平成 19 年 度 第 3 回

八王子市スポーツ振興審議会会議録

日 時 平成 20 年 3 月 21 日 (金) 午後 7 時
場 所 八王子市役所議会棟 第 5 委員会室

第3回スポーツ振興審議会日程

- 1 日 時 平成20年3月27日(水)午後7時
- 2 場 所 八王子市役所議会棟 第5委員会室
- 3 議 題
- (1) 市民体育館耐震工事について(継続審議案件)
前回以降の経過について
- (2) 教育委員会からの諮問について
諮問事項 - 別紙「諮問書」のとおり
諮問事項の審議方法について(小委員会に関する規約) <別紙1>
審議スケジュールについて <別紙2>
小委員会の設置及び付議事項について <別紙3>
小委員会委員の互選
第1回小委員会の開催日程について
- (3) 報告事項
戸吹総合スポーツ施設整備事業の進捗状況について <資料1>
国民体育大会準備の進捗状況について <資料2>
- (4) その他
-

八王子市スポーツ振興審議会委員

市内スポーツ関係	長 田 正 美
	小 林 肇
	澤 本 則 男
	立 川 富美代
	西 澤 敬 司
	野 口 宏
	丸 山 正
学校体育関係	高 塚 健 治
	山 口 恵 久
学 識 経 験	浪 越 一 喜
	和 田 喜久夫
公 募	鴨 川 泰 史

関係行政機関

川 井 昂
菊 谷 文 男
原 島 一

【午後7時00分開会】

和田会長 定刻となりましたので、ただいまから第3回八王子市スポーツ振興審議会を開会いたします。

ただいまの出席人数は、12名です。野口委員、山口委員からは欠席の連絡がありました。川井委員は遅れているようですが、条例第5条第2項の規定による定足数に達しておりますので、本審議会は有効に成立しています。

本日の進行につきましては、お手元にあります別紙「平成19年度第3回八王子市スポーツ振興審議会進行表」のとおりです。別紙のとおり進行することについて御異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

和田会長 ありがとうございます。御異議なしと認め、そのように進行いたします。

和田会長 それでは、議題1、進行表のほうでは(1)となっております「市民体育館耐震工事について」を議題とします。

前回以降の経緯について、事務局から御説明をお願いします。

事務局(福田) それでは、事務局のほうから説明させていただきます。市民体育館耐震工事について、前回の議論の中で幾つか回答していないような部分がありましたので、その部分につきまして、口頭で報告をさせていただきます。

まず、「市民センターや大学の体育館を代替施設に掲げているが到底利用できるものではない。新体育館ができてから耐震補強工事に着手すべきである。学校の耐震補強も終わっていないのだから体育館の耐震工事を急ぐ必要はない。学校の耐震補強工事の進捗状況はどうなっているのか」という趣旨の御意見がございましたけれども、学校の耐震補強は、対応を急いでいる状況でございます。耐震診断を1年前倒しをし、24年度で工事を完了する予定ということでございます。

次に、2点目ですが、「市役所の職員会館の体育館を利用させてもらえないのか」という点でございます。職員組合との協議も必要となるわけですが、市民体育館の第2、第5競技場が使えない3カ月というふうな期限を限るのであれば、交渉の余地はあると思えますので、20年度の工事計画の策定の中で調整を図っていきいたいというふうに考えております。

3点目ですけれども、「新体育館の完成を待つことができる状況にあるのかないのかが重大な点である。できないのなら、大人数のものを優先するなど、きめの細かい対応が必要である。できるのであれば、新体育館完成を待って耐震工事に着手すればよいのでは」というふうな御意見がございましたが、直ちに危険であるというわけではないけれども、震度6の地震があれば破損が始まると推測されます。この状況をどう判断するかによって対応が異なってくるというふうに考えます。

また、「耐震補強はいつまでにやればよいのか。急いでやらなければならないのなら、利用者

任せにするのではなく、市が大学の施設を借り上げるなど、市が責任を持って対応すべきである」という御質問がございました。耐震改修促進法という法律がございますが、平成27年度までに少なくとも9割は改修することを目標に掲げている。また、大学の施設につきましては、創価大学等有料で借り上げることは可能であるが、3カ月間ずっとというのは難しいというふうに考えます。

次に、「新体育館の建設をスピードアップすることで、新体育館完成のほうを先にすることはできないのか」という御意見がございました。新体育館は工事に着手してから2年かかるということで、自前でやっても完成が24年3月というふうになるかということでございます。

また、「耐震の問題が明らかになっているのだから、時期を遅らせることには疑問がある。学校に管理員を配置してもらえれば中学校の体育館を開放することが可能なので、少しは役に立つのではないか」ということでございました。中学校は、部活動との兼ね合いが難しい部分がありますが、確かに空きがあるようであります。どれだけ空いているかについてはまだ未知数でございますが、他の施設よりは有望であるかなというふうに考えております。3カ月という期間限定であれば対応できる可能性があるもので、20年度において各中学校との調整を図ってみたいというふうに考えております。

また、「22年度に耐震補強をする必要はあるのか」ということでございますけれども、危険性がないという証明ができれば延期は可能です。それが証明できないのなら、計画どおり行う必要があります。実施計画に計上し公表した以上、市民に危険性を公表したことになります。それを覆すには、危険性がないことを証明しなければならないということでございます。危険性につきましては、直ちに危険というわけではない。ただし、震度6程度で部材の破損が始まるだろうということでございます。

あと、「代替施設の可能性はあるのか」という部分でございますけれども、職員会館につきましては、可能性はあるわけですが、規模がちよっと小さ過ぎるのかなということでございます。中学校体育館については有望だということで、今後、実態調査等をしながら検討していきたいというふうに考えています。実態調査ということになります。各中学校における部活動の状況、中学校部活動の活動時間が19時までであれば、というようなことがもしあれば非常に有望であるということです。また、何校で対応してもらえるのか、曜日はどうなのかというようなことにつきましても、うちのほうでも20年度の早い時期に、そういうふうな細かい部分について検討していきたいというふうに考えております。以上です。

和田会長　ありがとうございます。説明は終わりました。皆様からの御意見、または御質問はございませんでしょうか。

委員　耐震工事については、前回いろいろな意見が出て、特に特別危険がなければ新体育館を先にという、確かにそういう方向だったんですけど、今の話だと、証明が必要だということだね。要するに、安全か。安全じゃないことはわかっているんだよね。どうやって証明するんですかね。そういうことだと、無理なんじゃないですかね。やっぱりやらざるを得ないということになると思うんですけども、その証明ができればというのは、具体的にどういうことなん

ですか。調査機関にもう一回見てもらうということなんですか。

事務局（福田） 結局、耐震補強の関係のほうでは、最終的に補強工事をすれば震度7まで耐えられるという施設になるわけですけど、そうでない部分でございまして、実際に、ではどこまで耐えられるのかというものは、建築を担当しているほうの施設等に確認をしても、ちょっと答えが出ないということで、震度6程度のものであれば、部材の破損が始まるけれども、体育館の屋根の構造そのものが崩れ落ちるようなことはないであろうということは建築課のほうでも申しているわけですけども、実際にそれが確かにそうなのかという部分については言い切れないということを知っておりますので、そのへんのところについては、証明という形になると、ちょっと難しいのかなという気はいたします。

委員 そうすると、耐震工事というのは、開始するのは22年度なんですか。

事務局（福田） 実施計画の予定では、22年度の予定という形になっています。ただ、20年度につきましては、耐震補強工事、あるいは改修工事の設計改修計画等をつくる年度ということになっておりますので、今ここでどうしようというふうなことを決められない状況がございまして、実際には20年度に改修計画、21年度に実施設計委託、22年度工事という形になるわけですけど、ここでまだ時間がございまして、22年度については、場合によると学校の施設の代わりが見つかる可能性もないこともないので、そのへんの詳しいところを20年度早々に調査をして、また審議会のほうに御報告させていただいて御判断いただく、こんな形を考えております。

和田会長 ほかにございせんか。

委員 さっき、新しい体育館が、着手すると2年と聞いたんですが、聞き損ないですか。何年ですか。

事務局（遠藤） 工事に着手して2年ということでございます。ですから、早くても24年の春と。今から手がけて、調査をして、工事に着手して、完成が24年の春ぐらい、これが普通の方式でやった場合でございます。もしこれが、PFIというふうな方式をとりますと、それより1年長くかかるという見込みでございます。

委員 そうすると、22年にやったとすると2年間、やらなければ2年間危ないところを渡ればできるということだね。22年に工事をするんでしょう。もしも直営でやった場合は24年にできるんだから、もしやらなければ、2年間、地震が来るか来ないかを震えながら待つということでしょう。

委員 今の御説明でわかったことは、一応、危険であるということを開示しているから、公開しちゃっているから、そうすると、地震がなければ問題ないけれども、もしあった場合に、役所としては、公開して何でやらないんだと言われるだろう。だから、それなりの大丈夫だというような証明が必要じゃないと、そういう説明だね。

委員 それは無理な話だよ。地震が来るか来ないかと、今言った、工事の査定みたいなことをしているんでしょう。前回出ていましたよね。何年間その証明書が有効だとかいう話でしょう。内容的には、今言ったような震度6ぐらいだったらやっともつということなんですね。

委員　まあ、そういう説明だった。

事務局（福田）　確かに震度、どのくらいの大きさのものが来るかわかりませんし、どのくらいの被害が出るかというのわからない状況がございますので、うちのほうで代替施設を検討しまして、代替施設が明らかに確保できることになれば建設のほうは進められるわけでございますので、そのへんのところを早急に検討して、20年度前半ぐらいまでには検討していきたいということでございます。

委員　代替施設を検討するというんだけど、あれば22年にはやりたいということなんですね。現状は、17館も、大学も、前回の審議だとたぶん無理ということなので、代替施設は具体的に中学校だけなんですか。何を考えているんですか。

○委員　先ほど、創価大学の体育館とおっしゃっていたんですけど、創価大は中野の市民センターとか加住の市民センターとかを使っている学生が意外と多いんですよ。サークルとか。そういうのがあっても使えるんですか。

和田会長　先ほどの創価大の件は、創価大を借りるという話ではなかったですね。創価大の耐震がこういう日程ですというお話だったので、創価大を借りるというお話ではないです。

○委員　わかりました。すみません。

委員　検討するというのは、具体的には中学だけなんですか。

事務局（福田）　中学校の体育館が実際に利用されているのが5校程度だという情報が入っていますので、また、中学生の部活動につきましても、やったとしても7時程度であろうということでございます。そうしますと、7時から9時ぐらいまでの2時間については空いている可能性がございますので、そうした場合には、本体育館のほうで、2、3、4、5競技場等につきましても、3カ月程度の休止で済むわけでございます。ですから、そんなところであれば、3カ月という条件をつけた中で、各学校のほうに当たっていくような状況があれば、それであれば貸出しはOKですよというふうな答えをいただける可能性も大きいであろうと、そういうふうなことを期待しております。

また、それに対して、管理員等も当然必要になってくるわけですが、そういうふうなものもスポーツ振興課のほうで手配するようなことも検討中でございますので、そのようなことになれば、学校のほうでも希望が大分出てくるのかなという気はしておりますので、その点を早急に事務局のほうとしても検討していきたいと思っておりますので、その結果につきましては、また機会がありましたら、なるべく機会がある段階の中で発表していきたいというふうには思っております。

委員　基本的に、代替施設というのは、あきらめるしかないですね。私の感覚ではね。17館はだめ、大学は高過ぎて借りられない。中学校だけで八王子じゅうの、そこへ入れるわけがないわけだから、絶対に。ということは、代替施設は当てにならないというふうに考えて、それ以前に考えることは、震度6に耐えられるか耐えられないかということ。これはだれもわからないことなんですけど、確かに管理者のほうからすれば責任があるから、危ないというものを使わせるわけにはいかないというのは、これは理屈でわかりますからね。

○委員　今ちょっと伺ったんですが、20年が改修計画、21年が実施設計ですね。今のお話の中で、実際に本体育館が借りられない時期が3カ月とおっしゃったんですが、本当に3カ月だけで済むものなのか、そのへん……。

和田会長　前回説明の中にあっただのは、主競技場が7カ月間、2～5がその間の3カ月間、ですから2～5は3カ月に限定されると。主競技場だけが7カ月ということですから、逆にいうと、3カ月、2～5を使っているところを、何とかそういう学校でやり繰りができないかというところを今模索しているというふうに私は理解しています。

一番の大きな問題は、主競技場の7カ月間が、たぶん代替施設が本当に確保できるのかどうかということだと思います。それについても、私のほうからも事務局といいますが教育委員会にお願いしているのは、実際に今、市民体育大会で土・日、何日、スポーツ・レクリエーション大会で土・日、何日使っているか。それから、市の行事として何日使っているか、もう一度精査をしていただいて、はっきり何日これだけは使っていて、残りの5カ月で何日足りないか。例えば、高体連や中体連は、本当にこの7カ月だけは、申しわけないけれども、ほかの市でやっていただきたいという申し入れを今からすれば、22年ですから、少しは緩和できるのではないかとということで、今私のほうからはお願いしています。まず実際に何日必要なのかということなんです。

あと、大学のほうも、実際に高いお金がかかるというお話がありましたけれども、高いお金を出せば借りられるわけですね。だったら、市に出してもらえばいいわけです。それが可能かどうかというのを行政のほうに判断していただく。

先ほども委員からあったように、危険性がないという証明ができないというのが大前提ですから、市のほうでは22年にやるということを公表しちゃったわけですね。そうすると、例えば今度の日曜日に何かの大会があって、親御さんが、危ないと公表したのに何でそこで大会をやるのかと、もしクレームがついた場合に、だれも言い訳ができないわけです。となると、計画しています、実施、何月何日までにやる予定でいますということがあれば、その判断としては回答ができるのではないかとというふう私のほうも考えてお願いはしました。

事務局（福田）　土・日・祝日の利用状況ということで、19年度の方でございますが、調べてございます。土・日・祝日、19年度は115日ございまして、利用区分が4区分でございます。午前、午後A、午後B、夜間ということでございまして、115に4を掛けると460区分という形になります。

主競技場の状況ですと、調整会議で166区分、市の利用で228区分、一般の受付用とすると66区分ということで、市と調整会議で調整した部分が85.65%ですね。

分館競技場ですと、市のほうで80区分、調整会議で調整して入るものが204区分、一般予約受付分が176区分で、市と一般調整会議で受け付けるものについては61.74%、一般のほうが38.26%。

甲の原の第一体育室でございますが、市が61区分、一般調整会議で調整するものが224区分、一般の予約受付分が175区分ということで、市と一般調整会議の部分が61.96%

という状況でございます。

大会調整会議等で利用する団体の大会の数については、現在、土曜日の利用区分のところ、市民体育館の自主事業ということで、エアロビクス、ストレッチ等をやっておりますので、そういう土曜日なんかも動かすというふうなことも考えれば、土・日・祝日の現在の利用団体、大会を要望して来られる団体の方が39団体ぐらいございますので、大会のほうもどうにかクリアできるかなという考えではあります。

- 委員 原点に戻って、22年にやるということを公表しちゃっていて、やると決めておいて、この審議会にかけたって、何の意味もないじゃないですか。何のためにかけているんですかね。よく意味がわからないんですが。幾らやっても、22年にはやるというように決まっているものを、今言っている代替施設を検討しろということなんですか。やるかやらないかという話ではないでしょう。もうやるのは決まっているわけでしょう。公表しちゃっているのだから、引っ込めるわけにいかないと言ったじゃないですか。ということは、決まっていることを何でこんな審議するんですかね。ということは、市民から、使えなかった場合に突き上げがきたときに、審議会にかけてこうなったでは困ります。どう考えたって代替施設はないんだから。それなのに私たちに審議しろというのは、おかしいじゃないですか。このこと自身が。

事務局(福田) 代替施設が確保できるかどうか、まだわかりません。うちのほうで今後調整を検討していくわけですけど、そうした中で、確保できるのであれば工事をしても大丈夫だというふうに考えるわけですけど、もし代替施設が確保できないというような状況になれば、またそのところで、今度はまた別の方法を考えていかなければならないというふうに考えます。

- 委員 さっき言ったのは、震度6に耐えられるかどうか心配だし、市民に発表しちゃったんだから、そういう施設を市としては貸すわけにいかないからという話だったんじゃないですか。そうすると、逆にいうと、代替施設があれば危ない期間でも貸しますということになるんですか。危ないから審議してくださいと言っているのに、代替えのところがあればとか、ないとかいう話じゃないんじゃないですか。危険ということから一番、根本の話になってくると、そういう問題ではなくなったんじゃないですか。

事務局(遠藤) 今、委員がおっしゃったとおり、22年度に耐震工事を行うためには、皆さん、市民の方々の利用状況等、非常に体育館を使っておりますので、そこに迷惑をかけないように代替施設を探していくということで今説明をしたところです。代替施設がないからということではなくて、皆さんが使えるように代替施設を、十分になるかどうかはこれから検討いたしますけれども、探していくということで、事務局のほうは20年度から細かく調査をしていくと、そういう意味でございます。

- 委員 22年にはやるというふうに、もう決めているわけですね。でしょう。それに対してフォローをどうするかという話でしょう、この話は。フォローは、どう考えたって、今のところではフォローし切れないというのが現状でしょう。それをまだ何年にどういう希望があるといったって、どう考えたってフォローし切れないものをやるということを審議しろということですか。

事務局（遠藤）　そうですね。先ほど和田会長のほうから話がありましたように、主競技場のところについては、現在まだ特に代替について具体的な案は見当たりません。しかし、そういうところをこれから探していく中で、先ほど言いましたように、市が費用等を負担できるかどうか、それも含めて検討していきたいということに考えております。

○委員　関連して、意見をいいですか。今の点については、前回の認識と今回の認識と私はちょっと違ってまして、もう公開しているということになると、これはたぶん行政としては引っ込めたらまずいと思うんですよ。危険を承知で使ってくださいなんていうわけには当然言えないことですから。そこで、2点、提案というか、お願いがあるんです。

一つは、八王子市の場合には、このあと新体育館の提案がありますので大変期待して来たんですけども、人口の割に体育施設、特に大きな大会ができるような施設がないわけで、例えば八王子は多摩地区最大の都市だし、東京全体で見てもかなり大きな都市ですから、当然それぞれの、体協なんか特にそうだと思うんだけど、八王子で都の大会をやってほしいとか、種目別だとか、あるいは総合体育大会を八王子でぜひやってくれと、かなり来ているんじゃないかと思うんです。私どもの団体でも結構来るんですよ。八王子で大会をやれないかと。ところが、現実には全くできるような状況ではないので、お断りをしているという状況なんですけれども。市民のスポーツ・レクリエーションを推進するという意味では、やはり大きな大会を市内で行って、それを見ていただく、あるいは支えていただくということはとても大事なことで、国体もだいぶ迫ってきていますしね。そういう意味では、体育館の使い方というのを、スポーツ振興基本計画の中でもだいぶその話が出て、だれでも自由に貸すのではなくて、これしかないのだから、内容によって貸し出す。そういうことをやっていかないと、確かに市民にも一般開放しますよというのは、確かにたてまえとしてわかるんだけど、何人かで広いところを使うのではなくて、やはり大きな大会を優先するみたいなことをやっていく必要があるだろうということが1点。

もう一つ、体育施設の行政というのは、やはり一元化しないとまずいと思うんですよ。それは学園都市文化ふれあい財団のほうに聞いてくださいというやり方ではまずいので、同じ市の施設なんだから、どこが運営しているかということではなくて、スポーツ行政というのは一元化していかないと、それはここへ行ってくださいと言えるんだけど、そこはこっちで交渉してくださいというと大概だめになっちゃうので、一元化して、ここが使えないならこっちが使えるよという代替えをちゃんと提案できるようにしていただくと。例えばクラブでやる場所なんかは市民センターの体育室を使うとか、そういう棲み分けができると思うんだけど。都なんかは完全にやっているんですね。八王子市でそれができないというのは、ちょっとおかしいと思う。だって、施設が足りないんだから。だから、平日はともかく、土・日・祭日については、そういう仕組みをきちんとつくって、市民にも公表してやっていく必要があるのではないかと思うんですね。新体育館ができれば、また状況が変わってくるんですけど、さっきの問題なんかも、今の段階ではそういうふうにしていくと、かなり解決するような気がするんです。どこでも貸しちゃうと、実際に毎年やっていた大会ができないという状況になってしまうので、順

位をきちんと決めて貸し出すようにしていったらどうかと。提案というか意見、ぜひ具体的にそのようにしてほしい。振興計画には出ていますので、ぜひそのようにしてほしいと思います。以上です。

和田会長　ほかにございませんでしょうか。

議題のほうもかなり盛りだくさんになっておりますので、本日のところは途中経過、きょうまでの経緯というところで御報告をいただきました。我々の認識と事務局が思っていることの、ちょっとずれもあるのではないかとということで、私のほうからもお願いをしました。

それでは、ないということで、次の議題に入らせていただきます。

和田会長　（２）議題２．「教育委員会からの諮問について」を議題とします。

本日、教育委員会が別紙のとおり諮問を受け付けました。諮問書はお手元に配付されておりますので、確認をお願いします。

諮問内容について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（橋本）　それでは、諮問書のほうについて説明させていただきます。

諮問書の内容につきましては、先日、通知を差し上げた際に同封したものと変わってございません。ただ、先日は諮問日になっておりませんでしたので、きょう、教育委員会の公印をついた諮問書の写しを皆さんのお手元に配付させていただいております。したがって、諮問書の各項目の内容につきましては、説明を割愛させていただきまして、その後ろにある「赤羽体育館基本計画」という計画のほうをごらんいただきたいと思います。諮問書をパッと読んでも、漠然とこういうことを書かれていて、一体何をやっていけばいいんだという感想をお持ちの方がほとんどでいらっしゃると思いますので、具体的に赤羽の基本計画をたたき台にいたしまして、諮問の内容がどういうものであるか、そこについて御説明させていただきたいと思います。

まず一つには、この諮問書の内容についてかみ砕いて申し上げますと、新体育館をつくるには、それだけの経費もかかりますので、市内全部にある　市内全部といいましても、現在の市民体育館がある。それから、サブ体がある。それから、甲の原体育館がある。という中に、そこに新体育館を加えて、その４館でどういうふうに役割を分担していくか。先ほど委員が言われたとおりに、どの体育館はどういうふうにやっていくんだと。そこからスタートしていただく中で、新体育館を極力スリムなものにしながら、その４つの体育館すべてを有効に活用して、それで市の中の需要を全部まかなっていく形、それを求めているのが、この諮問書の内容でございます。

それで、赤羽の基本計画の９ページをお開きいただきたいんですけども、赤羽の基本計画の中で、９ページの下の方、「ア）赤羽体育館の位置付け」ということで、ここに体育館の位置づけについてのくんだり若干書いてあります。赤羽におきましても、新しい体育館をつくるに当たって、既存の体育館との連携とかそういうものをどうやっていくのかと。一応ここに触

れられておりますが、この部分でしか触れられてないわけです。ですので、先ほど申し上げましたとおり、これから計画をつくるに当たって、審議会の委員の皆様には、この部分を膨らませた形で、既存施設と新しい体育館の役割を明確にさせていただく。

さらにめくっていただいて、11ページから後に、あと13ページあたりなんですけど、「体育館の役割・機能」ということがこの基本計画の中にありますが、それぞれの館をどういうふうにするかという位置づけが決まれば、おのずとそれぞれの館に持たせるべき機能が決まってくるものと考えております。ですので、まずは、既存施設と新体育館との役割をきちんと明確にさせていただく。そのためには、現状はどうかという分析から入りますが、そういった形で役割・機能を決めていただいて、最後のほうに、赤羽のほうでは、28ページから後に「施設の運営計画」というのがございまして、28ページでは、既存施設とどういうふうに連携を図って、どういうふうに棲み分けをしていくんだとか、30ページから後、「施設の効率利用」とか、あとは31ページの「中高年者の利用の促進」とか、いろいろそういったことも提案されております。

一応こちらといたしましては、特に施設の運営部分については、実は先日ある方から、整備手法も決まってないのにそれは無理だろうというような御意見もいただきました。ただ、赤羽レベルであれば、ここについては書くことはできる。もっと詳しくやるということであれば、施設の面について一回答申した後で、整備手法が決まった後でもう一回、運営手法についてこちらから答申するという方法もあろうかと考えております。

それが諮問に対してどういうふうに進めていくかという大体の考え方なんですけれども、そんなことを言われても、なかなか何のたたき台もなしにというのが当然のことだと思います。現時点で、こちらでどういうふうを考えているか、これについてはまた後ほど説明させていただきますので、諮問の内容については、とりあえずここで説明とさせていただきます。

和田会長 説明が終わりました。今の段階で、御意見、御質問等ございませんでしょうか。いきなりパッと見て質問と言われても困るかなと思いますが、たたき台であるようなものが見つかったよという内容と、先ほど委員からお話があったような方向で、体育館構想も我々に決めてほしいというようなお話でございます。

ほかに御意見がなければ、たくさんありますので、次に進みたいと思います。

本審議会でどのように審議を進めていくか、事務局案をもとに検討し決定していただきたいと思います。なお、項目が多岐にわたっていますので、きょうの進行表のとおり、3回に分けて決定していきますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、初めに、諮問事項の審議方法について及び審議スケジュールについての2項目について審議をしたいと思います。事務局、説明をお願いいたします。

事務局（橋本） それでは、ただいまの件について説明させていただきます。

まず、「別紙1」「別紙2」というのが配ってあると思いますけど、今後、この計画づくり、諮問に対する答申を行っていくこととなりますけれども、その審議方法といたしまして、こちらが御提案いたしますのが、スポーツ振興審議会そのもので審議していくのではなくて、その

中から小委員会をつくって、メンバーを選んでいただいて、その小委員会で審議した結果をこのスポーツ振興審議会に御報告いたしまして、審議会のほうでまた御意見をいただくということで、小委員会、審議会の繰り返しの中で検討を進めていただいたらどうかという提案でございます。その理由は、どうしても人数が多くなりますと日程調整等に非常に時間がかかりますので、メンバーを若干縮小させていただいて、その中で小回り、スピードということを重視して小委員会をつくってはどうかという御提案をさせていただいたところでございます。その小委員会をつくるに当たっては、今のところ決めがありませんので、こちらのほうに御提案いたしました規約をつくりまして、小委員会を設置していきたいというのが、一つのこちらからの御提案ということでございます。

小委員会につきましては、後ほどまた委員長のほうに諮っていただきますが、メンバーを、とりあえず今の段階では9人を予定しております。それから、小委員会の1回目に、小委員会の中での正副委員長さんを決めていただいて審議をスタートするというつもりでおります。

「別紙2」のほうのスケジュールをごらんいただきたいんですが、日にちは、こちらのほうで便宜上、会議室を抑えることができた日にちを入れております。これについても、後ほど委員長さんのほうから調整していただくことになりますが、とりあえず4月10日、17日、5月15日、5月29日、この4日間は会議室が取れております。以下については日程は未定なんですけれども、6月の中旬までに小委員会のほうで一定の方針を出して、スポーツ振興審議会本会のほうに報告する。そうした中で、教育委員会への中間報告の原案をつくっていただいて、中間報告をして、それについて市の幹部の決定をもらう。それが取れば、パブリックコメントを7月の下旬あるいは8月ごろ実施いたしまして、パブリックコメントの結果を反映するための小委員会、それを報告するスポーツ振興審議会。そこで、10月の初旬ごろのスポーツ振興審議会で答申の原案を固めまして、10月中旬の教育委員会に答申する。教育委員会は、その答申を受けて、この基本方針・基本計画に関する原案を確定して市長のほうに報告して、10月末には市長のほうの基本方針・基本計画を決定して公表する。そういうスケジュール案としてお示しさせていただいております。以上でございます。

和田会長 説明は終わりました。今の提案についてもう一度整理をしてみます。

委員9名以内の小委員会を設けて審議をしていく。2点目が、そのために、「別紙1」のとおり規約を制定する。3番目に、スケジュールは概ね7カ月をめどとし、パブリックコメントを実施する。こちらの「別紙2」のとおりになっております。以上3点となっておりますが、それについての御意見、御質問などございましたらお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

和田会長 ありがとうございます。よろしいですか。それでは、異議なしということで、そのように決定します。

次に、小委員会委員への付議事項について、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局(橋本) それでは、「別紙3」をごらんください。「別紙3」が付議事項ということになっております。付議事項といっても、ちょっと聞き慣れない言葉だと思いますので、小委員

会を設けるところまでは今御賛同いただきました。ただ、小委員会を設けただけでは活動できませんので、小委員会にどういう権限を与えるかというのが、この付議事項でございます。付議事項といたしまして、こういう内容については小委員会が権限を持って活動できますよということで、これは手続上の問題なんですけれども、付議事項は、記書きの3番です。平成20年3月21日、今日付で受けた諮問事項が付議事項ですよということになっております。その付議事項に、諮問事項について検討していただきたい。これはあくまでも手続の問題でございます。

この場をお借りいたしまして、先ほどちょっと保留いたしました、付議事項の検討にあたりまして、今事務局としてのたたき台がどうなっているかということの説明させていただきます。

番号を振ってなくて申しわけないんですが、大きい紙が2枚いっていると思います。平面図的なものをお配りしてございます。まず、事務局案といたしましては、先ほど委員が言われましたとおり、今の状況をどうしていくかというのが最大のテーマでございます。それで、今の状況を分析した中で、とにかく八王子市に欠けているものは何か。それは、こちら側の今の時点での考えでは、とにかく大会を開催する施設がない。それから、会長が先ほど言われたように、一般開放と面貸しが一緒になっているからごちゃごちゃになっている。この2点が最大の問題でございます。そこで、日程調整会議の話もありましたが、八王子の今の日程調整会議では、一日に3つの大会が重なる、これも珍しいことではありません。そういった内容を踏まえて考えますと、その表の下の「新体育館のイメージ」というところの「1案」、左側、これだけの施設は必要であろうと。面積等については、まだこれは仮決めなので、あまり気にされないでいただきたいんですが、少なくともサブアリーナ、メインアリーナ、ここにそう書いてありますが、こちらでは第1アリーナ、第2アリーナと考えております。3つの大会が開催できるためには、メイン、サブの関係では成り立たない。サブアリーナではなくて、両方ともに観客席を設けて、おのおのが大会が打てる形でなければ、今の八王子のスポーツ需要はまかなえないというところからスタートした考え方でございます。ですので、もしそういう形でとれるのであれば、ここに書いてあるメインアリーナ、一番大きなアリーナで全国レベルの大会が開ける。それより小さい大会は、新体育館のサブアリーナで開ける。さらに、市民体育大会レベルの大会であれば、今の体育館を利用できる。それより小さい大会は、甲の原体育館を使ってくださいと、そういう棲み分けが可能になるのではないかと。そういうたたきが、ここの絵でございます。

そのモデルとなったのが、左上にある加古川市の体育館。これをなぜモデルにしたかといいますと、先ほど申し上げましたとおり、経費の問題もありますので、新しい体育館は極力スリムにしたいというのがこちらの希望でございます。ごらんいただくとわかるように、加古川市の体育館は本当にスリムなもので、余計な施設は何もありません。メインアリーナ、ここは国体のハンドボール会場になりました。このメインアリーナと、あとサブアリーナ。そのほかには、キッズルームとかちょっとした部屋は、ここに書いてない部屋もありますが、基本的には

その2つだけです。ですから、ちなみに加古川市の場合、無駄を全部排除して、メインとサブだけにして、建設費が32億7,000万円ということになっております。新体育館のイメージのほうは、まだそこまで詰まっておりますので、金額については触れませんが、加古川のタイプ、加古川市で32億7,000万円、それだけは事実でございますので、それを参考に、じゃ、幾らぐらいになるのかなというのを想像していただきたいと考えております。

もう一つ、今の体育館はどうかというのが、上段の真ん中に書いてございます。これも参考にさせていただければと思います。

それから、上段の右側、川崎市の「とどろきアリーナ」に行ってみりました。ここをなぜここに載せたかといいますと、ここについては、メインアリーナが非常に特徴的な形をしております。53.6m×53.6m、正方形です。正方形になった理由の一つは、ここも国体のハンドボール会場なんですね。なぜ正方形かといいますと、ハンドボールは40m×20mのコートですので、ハンドボールコートを2つ並べると正方形になります。ですから、ハンドボールコートを2面取るために正方形になっているというのが一つの理由。それから、周囲に観客席を設けることで、どこからも同じ距離で競技が見られる、これが一つですね。とどろきアリーナに行って驚いたのは、何と言っても見せる、ここに思いっきり力を入れています。とどろきアリーナは見せる体育館です。

それからもう一つ、加古川市もハンドボールの会場になっておりますが、加古川市の長方形の体育館は、ハンドボール2面取れません。一面しか取れない形状です。そうすると、面積的に300平米ぐらいしか違わないのに、片方はハンドボールが2面取れて、片方は1面しか取れない。まだまだ先の話ですけれども、体育館の形状を考える際に、体育館の形というのも、皆さんの頭の隅に置いていただくと、何か役に立つことがあるかなということで、ここに、とどろきアリーナを掲載させていただきました。

もう一つ言わせていただきますと、とどろきアリーナも、サブアリーナには観客席はございません。

次に、新体育館イメージ、右下ですけれども、「2案」として、ちょっと規模が大きいものを掲げさせていただいております。なぜここにこういうのを載せたかといいますと、前市長のときから、八王子の基本構想・基本計画の中で、「西南部地域体育館には武道場を併設します」とはっきり書かれた計画が今でも残っているわけなので、必要なものは必要なものとして、不要なものは排除するかわりに、必要なものは載せる。じゃ、武道場が計画に載っていた部分をどう考えるかというのは別問題といたしまして、もし武道場をセットするとすればこうなりますよという案が、その第2案。

それから、メインアリーナをちょっとだけ大きくしてございます。左を見ていただくとわかりますが、床面積2,600平米に対して右が2,800平米。これはどういうことかと申し上げますと、体操連盟のほうから、正規の体操競技ができるように、男子6種目、女子4種目、これが一面でできるようにという要望が上がっております。そのためには、推測なんですけど、2,800平米あればそれが実現できるだろう。たかが200平米であれば、これはちょっと

考えたほうがいいんじゃないかということで、そういう形にさせていただいております。

それが第1・第2アリーナということにこだわったこちら側のたたきでございます。あくまでも必要最小限のものしか載せてございませんので、ここに皆様の意見を反映しながら、どこまで膨らませていけるか。そういうことで、これはきょうお持ち帰りいただいて、次回の小委員会までに皆様方の考えのほうをいろいろ膨らませておいていただければと考えております。

次に、1枚めくっていただきまして、左上に「考え方の一例」というふうに考えてございます。どうしてこんなものを用意させていただいたかといいますと、何といたっても、諮問事項が、各館の位置づけだとか、役割だとか、抽象的な表現でいっていますので、こういう考え方もあるのではないのでしょうかという一つの例を示しました。これは案でも何でもございませぬ。ですので、これについて皆様方の考え方を縛るつもりも一切ありませんし、こちらの正式な提案でも何でもございませぬ。そこだけは先に御説明しておきます。

上のほうはいろいろ書いてありますが、その表についてちょっと見ていただいて、どういう考え方のもなのかということ、経費を先ほど言ったとおりできるだけスリムなものにしたいということで、表の中、一番左のところに「新体育館」とありますが、「特色・位置付け」という欄が真ん中にありますが、そこを見ていただきたい。新体育館については、とにかくハイレベルなスポーツ、大会、それと駅に近いということで個人参加の事業の拠点。それから、現市民体育館については、各団体の方が安く使える体育館。分館競技場については武道館、甲の原体育館については、プールがありますのでフィットネス系というような一つの考え方の例でございます。こんな形で皆様方のほうに、各施設をどういうふうにしたら一番いいのかなというイメージを膨らませておいていただければという本当の参考資料でございます。

次に、めくっていただきまして、「参考」という紙がついているかと思いますが、面積を言われてもイメージがわからない、それは当然だと思います。ですので、参考となる施設のメインアリーナ、サブアリーナの面積をここに書かせていただきました。特に皆様となじみ深いと思われる東京都体育館、上から2番目ですね。東京都体育館につきましては、メインアリーナが3,220平米、1万人収容。それから、真ん中へんなんですが、町田市体育館が2,400平米で2,784人収容。ということで、先ほどお示したこちらのたたき台といたしましては、東京都体育館と町田市体育館の中間レベルというふうに考えていただければ、少しはイメージがわくのかなと思っております。それから、ちょっとだれに聞いたのかわからないんですけども稲城市の体育館がというような話を聞きましたので、参考までに調べさせていただきました。稲城市の体育館は非常にコンパクトにできておりますが、稲城市のメインアリーナは1,778平米ということで、先ほどお示したたたき台の第2アリーナ、それが大体稲城市の体育館の規模かなと、そういう形で想像していただければと思います。

それから、右のほうにサブアリーナを書いておきましたけれども、第2アリーナとして1,800平米の規模を持っている体育館は、今のところありません。

めくっていただいて、ホチキスでとめたものがあると思います。これは実は体育協会から10月、11月だったか提出された体育協会の要望の内容を各項目ごとに並べ直したものでござ

います。全部で二百二十数項目ありますけれども、それを並べてもちょっと整理がつかないので、こういう内容について、例えば(2)メインアリーナ・サブアリーナであれば床面積についてこういう要望がありましたよという、体育協会の要望についてまとめたものでございます。これについては、きょうは時間がないので説明は割愛させていただきますが、体育協会加盟団体はどういう要望を出しているのかと、参考までにごらんいただければと思います。

なお、一番前のページの一番上のところですが、「想定」と、ちょっと読みづらい字で申しわけないんですが、こちらといたしましては、そこに書いておきましたが、武道場は、先ほど言ったとおり、昔の基本構想、基本計画にあったという流れがございますので、これについては「設置したい」なんて書いてありますが、これは無視できないというふうに考えていると思ってください。武道場については、無視できないと考えております。それから、バリアフリーと空調については、今の御時世、バリアフリー、空調がない体育館はあり得ないと考えております。こちらからの説明は以上でございます。

事務局(福田) 今参考資料でお配りをさせていただきましたが、甲の原体育館の客席のところ、71人になりますので、恐れ入りますが御訂正くださるようお願いいたします。「139」を訂正して「71」でお願いしたいと思います。

和田会長 訂正のほう、よろしくお願いいたします。

今、本当に長くずらずらっといろいろな例示が出てまいりました。先ほど3点申しましたとおり、詳細についての審議は小委員会に委ねることとしますが、まずこの場で、今聞いた中で聞いておきたいよということがございましたら、また発言したいことがございましたら、お願いいたします。

○委員 全国規模の大会が開ける体育館ということについては、私は大賛成でございます。ただ、非常に大切なことは、スポーツをする人は非常に限られた人数である場合が非常に多いわけです。スポーツを広げていくとすれば、それを見て、関心を持って、応援に熱中し、それに入っていける人々を育てるという側面も必要になってくるだろうと思います。そういう意味から考えまして、観客席というのは非常に大切な要素、要するに、全国大会が開かれたとき、それを応援に来る人々に対しての場の設定の仕方ということは、これはもう少し広げていかなければならないだろうという面があるのではないかと思います。

それと同時に、もう一つは、全国規模の大会をやるとするのは費用もかかるわけです。これは経費の問題から考えましても、これはあくまでも個人的な考えですけど、観客席は少なくとも3,000人は必要だと私は見ております。

これは小委員会の中で十分検討していただきたいと思いますが、ただ、やはり、いろんな面を考えた場合、プレーする人以外に、見る、またはそれに関心を持って、興味を持って入っていける人口を増やすということが非常に大切ですので、その点を小委員会の中で検討していただきたいと思いますが、その点は大切に考えていただけたらと思っております。以上です。

○和田会長 ありがとうございます。

○委員 私もちよっとよろしいですか。

○和田会長 手が挙がった順番でよろしいですか。

○委員 私は、新体育館は総合体育館だと思っていました。そして、そこで全国大会ができるものと考えていましたが。

事務局（橋本） 理想は総合体育館であるが、費用の問題もあるので既存施設に不足する機能に重点を置いています。

○委員 昨年、町田市の体育館を視察に行きました。下のほうに資料がありましたけれども、サブアリーナは代々木体育館に客席があるだけで、あとはないような形になっていましたけれども、町田の担当の方に聞きましたら、武道なんかをやるのでも、最近はお客さんも、特に保護者が見に来たりとか、いろいろ多いので、非常に使い勝手が悪いというような話をしていたので、ぜひ観覧席について重要視して考えていただけたらと思います。特に、メインのほうはいいんですけども、サブのほうもできれば、経費の問題もあると思いますけれども、そのへんを少し頭の隅に入れて議論していただきたいと思います。

和田会長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

○委員 総合体育館でないという理由はわかりましたけれども、サブアリーナに観覧席がないというのは、サブアリーナはいわゆる競技をするところではなくて練習場、要するに準備をするところという設定でつくられているんですよ。東京都体育館なんかはまさにそうで、サブアリーナだけ貸してくれという、まず借りられない。要するに、メインアリーナを使っている団体が使うという前提になっているんですよ。けれども、考えたら、できるだけ効率よくするためには、サブアリーナも大会ができるように観覧席をつくっていただければ、場合によっては同時に2つの大会ができる。実際には、駐車場の問題だとか、その整理をする問題、かなり大変だと思うけれども、そうしたら大きな大会とそうでない大会が同時にできるかもしれないし、あるいは同じ大会でコート数が足りないときはサブのほうも使って一緒にできるということもあるから、できれば私も、サブのほうも競技ができるようなアリーナにさせていただいたほうがいいのではないかという気がします。

○委員 この案を見ていると、総体的に大会を主体にした体育館なんですね。現在の体育館は競技場が分かれていますね。実際、ここの競技場も借りるのにかなり大変なんですね。こういう競技場をどこかに付けていただくか、この武道場をどういうふうに活用させせるのか、そのへんのバランスはどうなっていますか。

○事務局（橋本） ちょっと言葉が足りなくて申しわけございません。そこにお示したたたき台は必要最小限、こちらのほうでこれだけは何とかしたいという部分でございまして、そこに今、皆さんが言われたような機能をどういうふうに足していけるか、その検討を小委員会のほうにお願いしたいと考えております。

和田会長 ありがとうございます。それを検討しろということでございますので。実際に今この体協さんのを全部見ると、先ほどお話があったように、「体操競技がすべてできる」というところだけがこのたたき台のイメージ図で、それ以外はほとんどがこのサイズでできてしまう。ただ、先ほど委員がおっしゃったように、もう少し小体育室みたいなものもあってもいいんじ

やないかという御意見も、当然この中に入っておりますので、ぜひ小委員会の中でそういうところまできめ細かに、短い7カ月ですけれども、御検討いただければなというふうに考えております。

それでは、お手元に小委員会の一つの案があらかじめ配付されております。私もこれはきょう初めて見ましたので、本案について御意見、御質問があれば御発言をお願いします。

どうでしょうか。私は、これをパッと見た瞬間に、部長と先生が抜けて、あと体協さん、レク協さんが一人ずつ抜けたという格好というふうに認識したんですけれども、これについていかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、この9名が小委員会として、この7カ月間を御審議いただくということになります。

スケジュールにつきましては、また小委員会実施後、細かいスケジュールについて、日にちについても決定したいと思っております。ただ、第1回につきましては、既に会議室等を取っていただいているということがありますので、平成20年4月10日(木)午後7時としたいと思いますが、いかがでしょうか。2回目以降は日にちが入っているだけですけれども、一応会議室を押さえている日付というふうに先ほど御報告をいただいておりますが、スケジュールのほうはよろしいですか。

○委員 1回目だけあれすね。

○和田会長 そうですね。

○委員 ちょっとよろしいですか。体育館についての審議は、これでおしまいですか。

○和田会長 小委員会でこの体育館について審議する。

○委員 それはいいんだけど、全体的にはまだ時間的に……。

○和田会長 きょうですか。

○委員 関連でいいですか。このことをちょっとお聞きしたいんですが、先ほどから話が出ている、直営でその体育館をするのか、PFIでやるかというのは、これはどこが決めるんですか。どういうふうに、よくわからないんですけど。やり方として二つあって、直営だと4年ぐらいでできる、PFIだと5年ぐらいと私は聞いていたんですが、さっき、2年ぐらいという話が出たんですけど、そのへんの時間の問題と、どういう方法でやるのかということも聞かないといけない。

○事務局(橋本) 先ほど申しあげました2年というのは、純粋な工事の期間です。ですので、工事にかかるまで、自前でやる場合でも、基本設計があって、実施設計があって、契約があって、それで工事に着工。工事に着工するまでに、自前でも2年かかる。PFIの場合は、工事に着工するまでに3年かかるということです。

○委員 どちらでも、工事期間は2年ですね。

○事務局(橋本) そうです。工事期間は変わらないです。

それから、だれが決めるのかという御質問ですが、これは市長以外に決められる方はいらっしゃいません。

- 委員　　こういうところで意見は述べられないんですか。
- 事務局（橋本）　それは、答申の中でお示しいただくという形になります。
- 委員　　これも小委員会ですか。
- 和田会長　だから、小委員会ですべてを……。
- 委員　　そういう問題も小委員会でやるんですか。方法を、直営でやるのかP F Iでやるかというの、小委員会でやる問題ですか。
- 事務局（橋本）　整備手法については、小委員会の付議事項には入っておりません。
- 委員　　だから、ここで皆さんの意見で……。
- 事務局（橋本）　ただ、答申というものはスタイルがあるものではございませんので、最後のほうに、付議事項ではないけれども、こういう意見を付しますというような、それは効力のほどは保障はできませんが、そういうことは可能でございます。
- 委員　　私たちは、そういう希望がありますということは言ってもいいわけですね。それは、皆さんで決めたということになるんですか、それとも個人的な発言になるんですか。
- 事務局（橋本）　それは答申ですから、当然全員です。
- 委員　　じゃ、ぜひ、私はここで今案を出しますから。
- 和田会長　いや、まだ始まってない。今御案内のとおり、そういうことで小委員会がスタートしますので、小委員会では、委員長、副委員長の互選を行った後、審議をスタートすることとなりますので、よろしく願いいたします。慣例としましては、審議会の会長が委員長になることはないというふうに聞いております。よろしく願いいたします。
- 以上で、議題2についての審議を終了します。

和田会長　次に、議題3「報告事項」を議題とします。

　　まず、戸吹総合スポーツ施設整備事業の進捗状況について、事務局から御報告願います。

事務局（清水）　そでは、戸吹総合スポーツ施設整備事業の進捗状況について、報告いたします。

　　まず、施設の概要をおさらいとして説明させていただきたいと思います。「資料2」のほうをごらんください。順番が逆に大変申しわけございませんが、2枚目のA3の図面をごらんください。

　　まず、図面に向かいまして右側から説明させていただきます。一番右の多目的広場につきましては、人工芝でございます。サッカー、ラグビーの成人の公式競技が可能であり、少年サッカーが2面取れる広さとなっております。次に、その左隣が、人工芝のテニスコート6面でございます。その上に管理棟ができますが、こちらにはシャワーを備えた更衣室、休憩所、トイレ、倉庫ができる予定でございます。そして、さらに左に、調整池をはさみまして、X - Sports広場でございますけれども、こちらではスケートボード、インラインスケート、BMXが行えることになっております。次に、一番左奥につきましては、グラウンドゴルフが行える広場と

いたしまして、1万1,500平米を用意してございます。さらに、これらの施設をぐるっと囲む形で、約1.8kmのジョギングコースができ上がる予定になっております。ちなみに、駐車場につきましては、普通車・大型車を合わせまして160台が駐車可能となっております。施設概要につきましては以上でございます。

続いて、事業スケジュールを説明させていただきます。「資料1」のスケジュール表のほうをごらんください。本事業につきましては、国や都の補助を受けることとなっております。平成19年度につきましては、そのための事業手続を進めてまいりました。スケジュール表の一番上の「都市計画審議会」、2段目の「事業認可」、こちらがこれに当たります。それに並行いたしまして、工事発注のための設計も行っておりまして、先月2月末を持ちまして設計のすべてを完了しております。引き続き準備を進め、ことしの8月ごろには造成工事に着手できる見通しであります。そして、平成21年、22年と、上物の施設整備工事を行いまして、平成23年の春にはオープンを迎えるということとなっております。以上でございます。

和田会長 御報告は終わりましたが、これについての御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

委員 御意見といたって、もう通らない話だろうけど、これは照明はどうなっているんですか。

事務局(清水) 照明につきましては、多目的広場、テニスコート、X-Sports、こちらの施設につきまして夜間照明を付ける予定になっております。

和田会長 ほかにございませんか。

○委員 この図面、計画図の中の一番奥のほうの広場ですけれども、これは、さっきはグラウンドゴルフという説明がありましたけれども、多目的広場と考えてよろしいですか。固定のコースをつくるわけではないんですね。

事務局(清水) グラウンドゴルフにつきましては、グラウンドゴルフ協会の意見を聞いたんですが、固定のコースをつくるよりは、芝生広場のような自由にレイアウトができる広場のほうがいいということで、基本的に傾斜地になっておりまして、平らな場所ではないんですが、自由に使っていただける広場となっております。

委員 今の関連なんですけど、名称をきちっと決めていかないと、甲の原体育館の例なんですけど、2階の部分に卓球室があるんですね。卓球室ががらがらなので多目的に開けてくれといっても、これは決めが卓球室なのだから卓球以外は貸さないというふうに頭がかなり硬化していますからね。これは、ちゃんと名称も、今言われたように、グラウンドゴルフだったら、グラウンドゴルフ以外は借りられないということになっちゃうので、きちっと幅の広い名称をつけていただきたいですね。市民体育館なんかもそうなんです。卓球室というと、卓球以外は貸さないよと。卓球に使ってない、空いているのだから貸してよと言っても、だめだと。市民体育館もそういうこともありました。甲の原も、しつこいようですが、あったので、こういうときには名称というのはかなり大切なんだなということ、使ってみて私は認識しています。

○和田会長 サッカー場、ラグビー場が「多目的広場」になっているから、ネーミングもお考え

ください。

ほかにございませんか。来年度には造成工事が始まるというお話ですので、ぜひ楽しみにしたいと思います。

次に、国民体育大会準備の進捗状況について、御報告をお願いいたします。

事務局（日巻） それでは、私のほうから、第2回スポーツ振興審議会以降の国民体育大会の準備状況について御報告いたします。

「議題資料2」をごらんいただきたいと思います。これは東京都全体の準備状況でございます。本市におきましては、平成19年度に中央の競技団体による正規施設が実施されました。既に7月10日高校野球の硬式、10月29日～31日にサッカー、10月30日～31日に軟式野球の正規視察が終了したことにつきましては、第2回のスポーツ振興審議会で御報告をいたしました。その後、12月10・11日にゴルフ、12月20日に体操競技の正規視察が終了いたしまして、残る自転車のロードレースにつきましては、4月に予定をされてございます。すべての競技につきまして正規視察が終了した時点で、「第68回国民体育大会開催に係る合意書」というのを東京都知事宛に提出予定でございます。

正規視察では、中央の競技団体から幾つかの指摘を受けましたが、今後、競技運営に支障のないように検討を進めてまいりたいと考えております。

今後の予定でございますが、平成20年度から、国体の施設整備費に対する補助事業が始まります。この補助事業につきましては、対象となりますのが3つございまして、「1.国体の基準を満たすために必要不可欠なもの」「2.正規視察時の指摘事項に対応するための最小限の整備事業」「3.参加者の危険防止のための必要不可欠なもの」のいずれかの要件を満たすものとされてございます。補助額といたしましては、補助対象経費の2分の1で、1億円を上限とされて、特例として、3億円とされています。

今回の正規視察では、軟式野球と高校野球の硬式の2競技の会場となります八王子市民球場のスコアボードを電光掲示にすることが対象となる予定でございます。高校野球の予選や各種大会も既に予定に入っておりますので、シーズンオフとなる時期に開始をいたしまして、平成20年度末までに完成をしたいというふうに現在のところ予定で考えてございます。

また、デモンストレーションとしてのスポーツ行事、いわゆるデモスポ行事でございますが、現在ネオテニス、インディアカ、ターゲットバードゴルフの3種目を希望しているところでございますが、先日東京都のヒアリングがございまして、都としても全都的なことを踏まえて今後調整をしていくということでございました。私のほうからは以上でございます。

和田会長 何か御質問はございませんか。

○委員 正規視察というのは、どういうことなの？

事務局（日巻） 中央の競技団体が来て、その会場を実際に確認いたしまして、ここの部分が足りないのを直してくれとか、競技運営にここに支障がありますよというようなことを、実際に見た中で指摘を受けるような視察でございます。

○委員 隣のまちの日野市は、民間の体育協会等を含めて、市として視察に秋田国体へ行ってい

るんですね。予算もいろいろあるでしょうけど、支援するのは、そういう民間団体が来たときには、競技団体ではなくて、金銭的な面は行政が仕切られるでしょうし、競技的には専門競技がやって、私たち体協やレク協という団体は、支えるような働きをしようと思うんですね。どういう支え方をすればいいのかということをお私たちとしても、よその国体を見てみたいという気持ちがあるんですが、そういうような考え方は市のほうにはあるのでしょうか。

事務局（日巻） 今後、そういうものも含めまして、検討はしていきたいと思います。ただ、現実にはどの程度できるのか、今後ちょっと検討していきたいと思っております。

○委員 日野がやっているんだからね。秋田へ行っているんだしね。今年は大分でちょっと多いけど、その次は新潟、その次は千葉ですから、近場で見てもらうとか、お金のかからないところで。千葉だと間に合わないくらいかもしれないけど、民間が支えるレベルでいくのだったら、千葉なんかでもいいかなというふうには思いますけど。ぜひ予定に入れていただきたいというか、計画に入れていただきたいですね。

和田会長 ほかにございますか。

委員 今回の東京国体は68回国体なんですけれども、最初は「多摩国体」というふうに大々的に宣伝もされていまして、例の平成5年の多摩ライフ21でも、多摩国体なんだということで、多摩地区の活性化に向けて国体を誘致するんだというような、ずっとそういう話で、我々もそういう認識できたのだけれども、どうやら昨年度あたりから、多摩国体というより東京国体になって、全区市町村でこれを賄うんだというふうに、何か説明が変わってきたような気がするんですね。多摩国体だから、さっきの話があるように、成瀬駅の前にある町田の総合体育館が多摩地区としては一番大きな体育館だし、私も多摩地区の市町村の体育館はつぶさに見せていただきましたけれども、多摩国体だとかなり施設の面では大変だなというふうに思っていたんだけど、このごろは東京国体というふうに、多摩ではなくて、各区にも振るんだという説明をされているようですけれども、そのへんの説明というのはあったのでしょうか。

事務局（日巻） 当初の目的が多摩国体ということで、多摩地域あるいは島嶼地区の振興を目的としたということは、私のほうも聞いてございます。また、実際、ここの資料のほうに、競技会場市区町村というところに載っておりますが、現実問題として、多摩地区で開催できない競技も複数ございますので、どうしても区部も入ってしまうんですが、基本的には1市だけではなくて、多摩地区全体で支えていくような形で国体を開催するというふうに都のほうからは聞いてございます。

○委員 関連なんですけど、たしか秋田国体も、秋田国体ではなくて、秋田何とか国体とくっついてますよね。真ん中にね。それと同じように、例えばネーミングなんか、「東京多摩国体」とか、こういうふうにネーミングしてくれなんていうことを八王子からは言えないんですか。

事務局（日巻） 東京都のほうも、19年7月に東京都準備委員会を設けました。今後、実行委員会ということで移る予定でございまして。その中で、いろんな広報活動であるとかそういう専門部会が入っております、そこでネーミングも含めて考えていくようになっております。

○委員 たぶん「東京国体」になると思います。理由は、区のほうで、今これを見ると、空白区

というのがあるんですよ。何もしない。やっぱりそれはまずいから、何かデモスポ種目でも振ってほしい、各区全部に振ってほしいと言われてますから、たぶん「多摩国体」ではなくてね。多摩地区は、全部埋まったからいいんじゃないのと言ったら、全都でやりたいというような説明を受けましたから、たぶん「多摩国体」ではなくて「東京国体」にするつもりだろうと思うんですね。いつの間にか変わっちゃった。

○委員 最初に多摩国体という話が出ていて、都体協の会議のときに、向こうの東京都のお役人さんが来て話したときには、多摩は相手にしないで都内の施設を使ってやると言ったんですよ。そうしたら、私たちは、ふざけんじじゃないと。多摩国体と言っているんだから多摩に持ってこいということで、だいが市長会のほうも動いて、多摩のほうに競技が移っているということなんです。引っ張り合いみたいだとすれば、ネーミングも「東京多摩国体」だといって広くやったほうがいいと思うんですけどね。

○和田会長 決まっているんですか。

○委員 私たち教育長会のときは、今から6～7年前ぐらいは、多摩国体で多摩を中心としてやりますと。どうしても足りないところについては、多摩にないものについては、区の御協力を仰ぐという説明が教育長会ではあったんですよ。しかし、その後、段々と流れが変わってきまして、先ほど言われましたとおり、区のほうの区長会、区の教育長会あたりからも、東京でやるのならばやっぱりということと、東京都自体も、オリンピックを何とかやらなくてはならない、そっちの宣伝関係もあるということで、そこらへんも含めた形で、東京国体という形で、名前を変えるというのはちょっと無理だと私は思っております。準備委員会には「東京国体」と書いてありますから、これは異議申し立てをしてもなかなか無理だと思います。ここには、はっきり「東京都国体準備委員会」という、仮称ではありませんので、きちっとなっていますので。ただ、今回のあれは、やはり多摩地区でいろいろなものが開催されると。大変多くのものが開催されることは事実でございますけれど、そういう経過があったように私は感じております。

○和田会長 このスケジュールを見れば、22年ぐらいから急に動き出すのではないかなというふうに思いますので、当然、体協は中心にならなければいけないでしょうし、スポーツについてはレクリエーション協会のほうがかなり動かなければいけないのは、22年ぐらいだと思います。ぜひそのころまでにいろんなことが皆さんにわかるようお願いしたいと思います。

それでは、ほかに御意見がないようですので、以上で本日の議題の審議は終わりました。そのほかの報告事項はございませんでしょうか。

事務局（遠藤） 前回のスポーツ振興審議会のほうでお諮りいたしました体育指導委員の選出方法の件について、御報告いたします。

別紙をごらんください。体育指導委員の選出方法につきまして、前回お諮りいたしました。内容といたしましては、選出団体につきまして、市内の各地区の総合型地域スポーツクラブまたはそれに準ずる団体、それから、小学校、中学校を拠点としてスポーツの活動をする学校開放運営委員会またはそれに準ずる団体ということと、体育指導委員の任期を2年から3年にす

るということと、3番目としまして、体育指導委員の年齢につきまして、65歳未満の者とするという3点について建議いただきました。これを教育委員会に審議していただきまして、御建議いただいたとおり教育委員会のほうで決定いたしました。その後ろに、そのときに規則を改正しましたので、新旧対照表を載せております。御参考にござんいただきたいと思ひます。以上でございます。

○和田会長 この会議で建議をしたものについて、教育委員会で決定をされて、このようになりましたという御報告と認識しております。実際に、定員に対してどのくらい集まっているんですかという質問をしてみたんですけども、定員49名に対して現在39名と聞いております。地域で、私どもで決めた第1項目の、それぞれの団体で推薦をまだされていない地域も何力所かあるというふうに聞いておりますが、またこれからも増して定員をしっかりと出せるように教育委員会に動いていただきたいというふうに思っております。

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、ないようですので、本日の審議はこれで終わりたいと思ひます。

次回のスポーツ振興審議会につきましては、新体育館整備基本計画策定小委員会からの中間報告を受けての審議を行うこととなります。先ほどの日程表でいきますと、大体7月ごろになるかと考えております。小委員会の進捗状況に応じて前後することとなりますので、御承知おきお願いしたいと思ひます。日程が決まり次第御通知いたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上で本日のスポーツ振興審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

【午後8時40分閉会】